

搬入出証の作成について

団体様が作成する搬入出証の条件は、「団体名又は展覧会名」が明記されている場合のみです。

搬入搬出時に使用する搬入出証は、名札、首かけ式、腕章、リボン、帽子等の何でも構いませんが、防災担当者がどの団体様であるかを明確に区別できるもので、愛知県美術館企画業務課が承認したものとします。(参考、下記作成例)

この搬入出証は、搬入搬出時（事前搬入含む）のみ有効で、地下1階守衛口からの入館は、通常の手続きによる入館証が必要です。

別紙「美術館搬入出証届」に記入し、見本を貼付してください。

【後日提出される場合は、形式や色を明記して会期2週間前までに企画業務課にファックス（052-971-5604）してください。】

<作成例>

